

家庭系ごみ等集積施設の設置について

下記の対象事業を行う場合は、「神戸市開発事業の方法及び基準に関する条例」に基づき、ごみ等の集積施設の設置について手続きが必要です。（平成 30 年 6 月施行）

1 協議対象

- ① 開発行為であって、開発許可または都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の協議の成立を要するもの
- ② 土地区画整理事業（一部除外規定あり）
- ③ 集合住宅 20 戸以上（ワンルームマンションは 10 戸以上）
「ワンルームマンション」とは住戸専用面積が 30 平方メートル未満の住戸
- ④ 新たに集積施設を設置する場合

2 設置基準

【手積み収集用ごみ集積施設の基準面積】

建築物の種類	設置戸数	基準面積
戸建住宅	20 戸に 1 箇所	5.2 m² 20 戸を超える場合は戸あたり 0.26 m ² を加算
集合住宅	20 戸に 1 箇所	4.8 m² 20 戸を超える場合は戸あたり 0.24 m ² を加算
ワンルーム マンション	10 戸に 1 箇所	3.9 m² 30 戸を超える場合は戸あたり 0.13 m ² を加算
<備考> 集積施設は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物を併用して収集します。ただし、住宅の戸数等により併用が適当でない場合には燃えるごみ専用とすることがあります。 (注) 開発面積が広く戸数が多い場合は、集積施設を複数個所に分けて設置してください。 (注) 戸建住宅、集合住宅において燃えるごみ専用の場合は、基準面積から戸あたり 0.06 m ² の面積を減算することができます。 (注) ワンルームマンションにおいて燃えるごみ専用の場合は、30 戸以下では基準面積を 3.0 m ² とし、30 戸を超える場合は、上記基準面積から戸あたり 0.03 m ² の面積を減算することができます。		

【機械式ごみ貯留排出施設・燃えないごみ・資源物等のごみ集積施設の基準】

機械式ごみ貯留排出施設 (戸数が概ね 120 戸以上で協議のうえ必要と認められる場合)	戸あたり 0.045 m² ※別途、燃えないごみ・資源物等のごみ集積施設を設ける必要があります。
燃えないごみ・資源物等のごみ集積施設	戸あたり 0.1 m² (ワンルームマンションは戸あたり 0.05 m ²)

- 3 位置・構造等については、「神戸市開発事業に関する技術基準」を確認してください。
また、届出様式等についても神戸市ホームページから取得できます。

神戸市ホームページのサイト検索『ごみ集積施設の設置について』から届出様式を取得できます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/kurashi/recycle/gomi/shisetsu/cleanstation/cleanstation/shusekishisetsu.html>

4 手続きの流れ

環境局各事業所と協議



- ・宅地開発や集合住宅の計画段階で、事前に環境局各事業所とごみ集積施設の設置について協議してください。

「神戸市開発事業に関する技術基準」

第9章 ごみ等の集積施設 を参照してください。

開発事業協議依頼書

- ・環境局各事業所と協議が整った後に「開発事業協議依頼書」1部を環境局業務課へ提出してください。

【添付書類】各3部

位置図・土地利用計画図・ごみ等の集積施設詳細図
(平面図・立面図・断面図)・同意書等その他指示した書類

《20～39戸（ワンルーム10～103戸）の集合住宅である場合》

開発事業承認申請書

- ・「開発事業承認申請書」1部を環境局業務課へ提出してください。



- ・公共公益施設等管理者等協議通知書
- ・開発事業承認通知書（該当する場合）

- ・依頼書、申請書を受付後、1～2週間程度で協議通知書を交付します。

完了届

- ・ごみ集積施設の設置工事が完了しましたら、「ごみ集積施設設置完了届」に写真を添付し、環境局業務課に提出してください。その後、完了検査の日程を調整します。

完了検査（現地立会）

- ・現地において完了検査を行います。
(修正箇所がありましたら、再検査を行う場合があります。)

《収集開始について》

- ・完了検査後、入居予定日の約1ヶ月前までに、入居予定日・入居戸数を環境局各事業所に連絡してください。その際に収集開始日を決定します。
- ・引っ越しに伴い一時に多量のごみを出す場合には、共栄会（神戸市環境共栄事業協同組合）TEL. 078-331-3470（平日9時～16時）にご相談ください。